

揖斐川町清流の国ぎふ移住支援補助金

岐阜県外から揖斐川町に移住された方に移住支援金を交付します。

■ **交付対象者** 次の項目すべてに該当する方が対象です。

1. 基本要件

- ・ 揖斐川町に住民票を移した日前5年間、県外に在住していたこと
- ・ 令和4年4月1日以降に揖斐川町に転入したこと
- ・ 支援金の交付申請の日から5年以上継続して揖斐川町内に居住する意思があること
- ・ 揖斐川町内への転入が、転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更に伴うものではないこと
- ・ 市町村税及びこれに準ずる納付金の滞納がないこと

2. 就業等に関する要件

（就業の場合）

- ・ 就業先が岐阜県内に事業所を有する法人、団体、個人で雇用保険の適用事業主であること
- ・ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて法人等に就業していること
- ・ 交付申請の日から5年以上継続して勤務する意思があること

（起業の場合）

- ・ 岐阜県内で法人登記又は個人事業の開業の届出をしていること

■ **交付金額** 50万円（単身世帯は30万円）
18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合、30万円を加算

■ **申請期間** 転入後1年以内、就業または起業後1か月以上経過していること

■ 申請書類

- ・ 揖斐川町清流の国ぎふ移住支援補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ・ 写真付き身分証明書の写し（運転免許証等）
- ・ 移住後の住民票の写し
- ・ 移住前の住民票の除票の写し又は戸籍の附票の写し
- ・ 振込先口座の通帳等の写し
- ・ 市町村税完納証明書（市町村税を滞納していないことを証明する書類）
- ・ （就業の場合）移住先における就業先の就業証明書（様式第4号）
- ・ （起業の場合）事業を営んでいることを証明する書類（営業証明書、開業届出済証明書等）